

平成21年度

福島県環境審議会議事録

(平成22年2月10日)

1 日 時

平成22年2月10日（水）

午前 9時57分 開会

午後 2時45分 閉会

2 場 所

ふくしま中町会館 7階大会議室

3 議 事

- （1）福島県環境基本計画の答申案について
- （2）水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定の答申案について
- （3）平成22年度水質測定計画について
- （4）ダイオキシン類対策特別措置法第30条第1項の規定に基づくダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域変更について
- （5）その他

4 出席委員

稲森悠平 大越則恵 佐藤俊彦 津金要雄 中井勝己 長澤利枝 引地宏 福島哲仁
星サイ子 堀金洋子 皆川猛 武藤智子 和合アヤ子 渡邊和子 和田佳代子
（以上15名）

5 欠席委員

加藤大蔵 後藤忍 白井英男 長林久夫 浜津三千雄 渡部チイ子 （以上6名）

6 事務局出席職員

村田 生活環境部長

林 生活環境部政策監

（生活環境総室）

佐藤 生活環境部参事兼生活環境総務課長

山田 生活環境部企画主幹

（環境共生総室）

河津 生活環境部次長（環境共生担当）

金子 環境共生課長 ほか

（環境保全総室）

鈴木 生活環境部次長（環境保全担当）

山上 一般廃棄物課長 ほか

7 議事内容

- (1) 開会（司会） 菅野生活環境総務課主任主査
- (2) 中井議長（会長）から、議事録署名人を津金委員と武藤委員にすることとされた。
- (3) 議事(1)福島県環境基本計画の答申案について、別紙資料に基づき、稲森第1部会長から第1部会での審議経過及び答申案の内容報告が、事務局（山田生活環境部企画主幹）から補足説明がなされ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

（中井議長）

第1部会での審議で検討された答申案について、全体を通して意見等があれば発言願いたい。

（和田委員）

大変読みやすく分かりやすくまとめていただいたと思う。1点、指標について質問がある。88頁の「参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築」の指標に「NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数」を用いているが、認証を受けていない活動団体もあるのにこれを選んだ理由は何か。

（稲森第1部会長）

この点については、審議でも色々な御意見をいただいた。勿論、和田委員が今言われたように色々な形の活動団体があり、それらも当然視野に入れてはいるが、現況値や目標値を設定する上では、届出などが出ていてはっきりしていれば動きを見ていきやすい。数値目標を出す場合、確定したものがないと難しいためこのような形になった。

（和田委員）

把握しやすいという点で選んだということか。

（稲森第1部会長）

そのとおりである。

（中井議長）

質問の趣旨は、任意の環境活動団体が数多くあるのにNPOだけを扱っているのはなぜかということであり、部会長からは把握できる数値との回答である。事務局から補足はあるか。

（山田生活環境部企画主幹）

稲森部会長の御説明のとおりである。先日の部会でも同様の意見をいただいたが、正確に活動を把握するのが困難になるため、このように整理した。

（長澤委員）

第1部会で策定検討に関わってきたが、非常にグレードの高い豊かな内容になっているし見やすい編集構成になっている、素晴らしいものができるようになったと感じている。ただし81頁の計画の推進と進行管理が今後の計画実行に当たって問われる。ここを修正しろということではなく、意見として述べると、稲森部会長の発言にあったとおり、進行管理・見直しいわゆるPDCAの速やかな進行・確実な実行が必要であるのに対し、81頁には「環境政策推進庁内連絡会議等において」云々と書かれているが、この会議は、この計画の答申を受け知事が決定した後速やかに立ち上がるのか。これはあくまでも環境部局の職員が行う会議か、それとも環境政策や立案等々に専門的な知識を有している学者などが入っているのか。ビジョン、システムはまだ具現化されていないのではないかと思うが、現段階でどの程度のシステムを考えているのか。

(中井議長)

質問は、81頁の「計画の推進」の3番目に出てくる「庁内連絡会議」に関し、1点は会議がいつ立ち上げられてスタートするか、2点目はその構成員についてである。

(山田生活環境部企画主幹)

庁内連絡会議は既に立ち上がっている組織で、環境基本計画の見直しに当たってもその都度意見をいただいた。構成メンバーは庁内の関係課の職員である。

(稲森第1部会長)

私は国関係の仕事をしているが、生活排水に関しては、農林水産省で農業集落排水処理、環境省で浄化槽、国土交通省では下水道を所管している。この縦割りを打破しようと同様な会合が開かれているが、予算獲得となるとそれもなかなか難しくまとまりにくいところが出てくる。福島県の会議においても、やはり下水道系にせよ廃棄物系にせよ予算措置となると色々な動きが出てくると思う。目標に応じて、重点化するところを十分に審議の上、速やかに進行できるようにして欲しい。

(長澤委員)

今、稲森部会長が言った事態もありうる。また、本日配付された総合計画の中で計画の評価見直しも検討されている。前日開催された総合計画審議会では事業評価制度についての議論があった。今後、環境だけでなく福祉、教育、医療など様々な分野での事業計画の推進と進行管理という非常に重要な問題が出てくるだろう。環境施策部門には水専門の方や大気専門の方などの専門家やパイオニアはいるだろうが、それだけでPDCAがうまく稼働していくだろうか。もしかしたら、風穴を開けるという意味も含めて外部から専門の先生に入ってもらい第三者の視点で関わっていくことも、計画推進上重要ではないだろうか。

(中井議長)

事業実施する上で、外部評価的な形で専門家の意見を聞くことも必要ではないかという意見である。

(山田生活環境部企画主幹)

長澤委員の御意見は、PDCAサイクルを回すのに非常に重要な部分である。これは県全体のシステムの中での検討になると思う。環境基本計画においてもどのような形で進めていくのが適当か、これから検討させていただくことになる。その中で外部の方に参加してもらうのが妥当かどうかとも検討させていただきたい。

(渡邊和子委員)

先の第1部会で稲森部会長から4Rについて話があった。この答申案の記載をみると3Rで進めるようだが、4Rと3Rでは県民の意識も変わるし、環境教育、事業者の考えも左右する部分になると思う。福島県として4Rか3Rか検討してはっきりさせた方がよいと思う。

(中井議長)

質問は、廃棄物の循環型社会に関する部分か。

(渡邊和子委員)

11頁にある。他にも3Rが出てくるが、私としては4Rとして進めたいところである。

(稲森第1部会長)

3Rと4Rについて説明すると、私が土浦市の地球環境保全計画のまとめ役をやらせてもらっている中で4Rが出てきた。私はそれまで4Rについては知らなかった。4つ目のRはRefuse「拒絶する」で、ごみになるようなものは受け取らないということだ。そこまで踏み込みましょうということだった。

国は3Rであり、県もその流れに従っているのだろう。精神としてこの「受け取らない」は大切だとは思う。事務局からコメントお願いしたい。

(山上一般廃棄物課長)

4Rの場合は「過剰包装をしない」、「ごみになるようなものは受け取らない」が加わり、商工会議所などで取組みを進めている。国では3Rとして進めているので県でも同様にしている。なお4Rの理念は県としても重要なものと認識している。

(長澤委員)

10年ほど前は国レベルでも4Rを推進していた。また、私は「元気なごみ仲間の会」という全国組織に加わっており、ここでも最初4Rであったが、事務局が説明したとおり、「リデュース」と「リフューズ」は同じこと、入口でごみになるものをシャットするという意味合いが入っているものとして「リデュース」を捉え、3R運動として展開され今日に至っている。

土浦市のように当初の原則に忠実に4Rを掲げるところもあるのかもしれないが、私としては4Rにこだわらず、3Rで進めてよいと考える。循環型社会計画が策定された際にパンフレットを作成し、そこで3Rとして啓蒙啓発を進めている。また、私が講演

等を行う際にもこの資料を活用して３Ｒを推進してきた経緯もあり、ここで４Ｒに変えては混乱する。県民は３Ｒでその内容を十分理解できると思う。

（中井議長）

１１頁欄外の注３に、皆さん既に御存知のことだと思うが３Ｒの内容が書かれている。長澤委員から、４Ｒの「リフューズ」はごみ発生抑制の「リデュース」に包含できる概念として定着してきているので、敢えて４Ｒと言わなくとも良いのではないかとの意見であるが、渡邊和子委員いかがか。

（渡邊和子委員）

県民や事業者など関連団体に向けて、「出さない」、「受け取らない」の部分を強調すべきではないか。報道でも４Ｒと３Ｒが混在している状況だと思うのでこの辺を考えなければならぬと思う。よろしく願いしたい。

（稲森第１部会長）

注釈に、３Ｒという形で世の中に認識されているが、３Ｒの「リデュース」には４Ｒの場合の「リフューズ」が入り込んでいるということを示す、「リフューズ」を入れる、入れられなくても「リフューズ」を広報することが必要だという意味か。

（渡邊和子委員）

そのとおり。

（中井議長）

稲森部会長より、１１頁の注に、「リフューズ」や４Ｒも包含されている旨を付け加えればよいのではないかと提案であるが。

（鈴木生活環境部次長）

渡邊和子委員の提案については、７９頁の「県民に期待される役割」の中で、「循環型社会の形成のために」の２番目の項目を読んでもいただければ、具体的な内容を分かっているのではないかと考えており、このような形で対応させていただきたい。

（中井議長）

具体的な行動指針も出ており、それで「リフューズ」は十分に伝わるのではないかとのことだ。

（渡邊和子委員）

ギフト包装だけに絞ってみればそれでもいいかもしれない。だが包装全体を考えると、食品のパックがけなどであれば事業者やスーパー側に関係してくる。消費者が断るだけではどうにもならない問題で、県、行政からの改善の呼びかけが必要だと思う。

（稲森第１部会長）

思うに、そこは「過剰包装を断ったり、マイバッグを利用したりするなど」の「など」に含まれているのだろう。県としても、渡邊委員が指摘したことを含めて県民に理解できるように実践していくはずだと理解してよろしいかと思う。

(中井議長)

77頁の下から2行目でも事業者の役割として「過剰包装の自粛」と出てくるが、スーパーのパックなどは衛生面や販売管理の問題もあるので全部無くすわけにはいかないのが現実だろう。流通業界でも最低限の取組みとか心がけがされていると思う。

ともかく、個別具体的なところで「リフューズ」に関する部分は言及されているものと理解していただければということである。

以上まとめると、3Rや4Rについては、県民・事業者の役割のところでは既に触れられ、その趣旨は示されているとの整理で了承願いたい。

(長澤委員)

稲森部会長にお尋ねしたい。57頁12行目の「高度処理型合併処理浄化槽」は、今我々の一般家庭に導入されている合併処理浄化槽などよりも一層グレードが高いとのことだが、これは公共施設とか農業排水等々に使うものなのか。

(稲森第1部会長)

この点は事務局とも十分議論させていただいたが、生活排水対策は下水道等による処理、個別家庭は小規模浄化槽である。浄化槽でも関西国際空港の施設は3万人規模の浄化槽を用いているが、これは特例。単独浄化槽もあるが、問題になるのは合併処理浄化槽BOD20型。これは個別の家庭用で、窒素とリンが取れない。説明すると、汲み取り便所がまず原点で、この時点では生活雑排水は垂れ流されているが、汲み取り便所のし尿はし尿処理場で処理され、BODも窒素もリンも殆どなくなる。これを水洗便所にしましょうとなると、それまでは取れていた窒素とリンが取れない浄化槽を付けるようになる。つまり今まで取れていたものが殆ど全部出てくるわけだから大きな問題。汲み取り時の負荷量を100とすると、合併浄化槽BOD20型では窒素とリンの数値が大きく跳ね上がるので、下げるためには少なくともここに記載されている処理能力の浄化槽を整備しない限り対応できない。この辺は注釈に記載しないと理解できないところである。

(和田委員)

私もまったく同じ質問をしようと思っていた。今の説明でどういうものかは理解した。設置費用や維持管理費用も高くなると思うが、特に猪苗代湖の水環境保全にこれを導入するからには、財政的な裏付けなどは協議されたのだろうか。

(稲森第1部会長)

この方式が今どこに入りつつあるかというとは長崎県の諫早湾だ。湾を仕切った後に水質改善が必要になっていて農水省の対策にも入っている。霞ヶ浦流域にも導入されている。設置自治体はどんどん増えてきている。当然浄化槽普及には補助金が付く。環境省が補助を出している。設置費と維持管理についての御質問だったが、メンテナンス費用は2～3割アップする程度で何倍にもなるわけではない。よって最初からいいものをつけておけば、非常に環境改善効果が高い。福島県としては猪苗代湖が最重点であるから

ここに投入するのは勿論だが、県全体でもこれで進めるべきだと私は思っている。

(中井議長)

事務局から、県の浄化槽設置の補助率など具体的な数値が分かれば紹介願いたい。

(山上一般廃棄物課長)

高度処理型浄化槽の補助について、猪苗代湖の隣接市町では、1リットル当たり20mgに以下に抑えることができる浄化槽について、特別に、通常型と高度処理型の差額の全額を県と市町村で負担しながら補助する制度を設けている。今回の計画で言う窒素・燐除去型は、猪苗代湖条例の審議の際には技術が確立されておらず、製品が出回っていなかったが、現在は4社程度で販売されるようになっていることも踏まえ、平成22年度年度予算において窒素・燐除去型の補助制度を新設すべく現在予算要求している。

(津金委員)

審議会へ参加するのが本日で2回目であり、この間の審議内容を十分に承知しておらず恐縮ではあるが、現状と課題に、火力発電所と原子力発電所の立地地域であると謳っており、体系の中でも、周辺地域の安全確保が大切であると、これまた謳っている。基本計画はこの程度で良いかもしれないが、この点について、火力発電所や原子力発電所のない県・地域の環境基本計画ではどのように取り上げているのか、比較検討内容はどうか。

原子力発電は立地町・地域だけの問題ではなく県全体の問題、我々会津にいる者も共通の認識を持っている必要がある。エネルギー対策とも関連してくると思われ、もう少し突っ込んだ内容があってもいいのではないか。

(中井議長)

具体的に言うと64頁の「安全安心な環境の確保」(4)に関わることで、記載は原子力発電所中心だが、津金委員からは火力発電所を含めての質問である。環境基本計画における発電所の取り扱い方の問題について、この記載に至るまで原案の段階などで議論はどのようになされたか。また、発電所を設置していない都道府県の環境基本計画では、この点の記述はどうなっているか、以上2つが質問の眼目である。これは事務局から回答をお願いしたい。

(津金委員)

地球環境の問題等を考えたとき、一地域だけで解決できるものではなく、“国民”という話が大きくなるだろうが、とにかくそういうレベルでの共通認識を持つことが大切だと思う。人類すべてがこれを共通課題として持たなければならないとも思うところであり、県の環境基本計画でありながら、みんなが共通して持つものとしての表現も必要ではないか。それを言い出すと諸々の問題に関わってくるのであまり突っ込まない方が良いかもしれないし、「いきいき ふくしま創造プラン」に集約されていくのだろうとは思うが。私は森林審議会委員を務めており、そちらでも環境問題が大きく関わっている。

環境はこのように色々な分野に関わってくるものであるから、その基本計画として、これでいいのではと思いつつも気になった。そんなに深く入り込まなくても良いと思う。失礼した。

(中井議長)

では、深く入り込まない程度に回答をお願いしたい。

(稲森第1部会長)

私思うに、上位法である「環境基本法」にはすべてが書いてある。地方は国の法律に基づいて色々な施策を充てていくわけだから、当たり前の前提として、上位法で火力発電所についても書いてある、よって敢えて書かないのだと私は理解している。

(中井議長)

事務局から原子力発電所の位置づけを示していただければと思うが。

(津金委員)

そこはそんなに踏み込まなくても結構だ。実は会津でも新潟寄りの方に行くと、原子力発電所あるいは火力発電所立地地域に関する思いは浜の人よりずっと薄れて殆ど無関心。ことほどさように、猪苗代湖の問題になると浜の人は比較的関心が薄い。そういう状況を少しでも改善してみんなの共通認識として持っていただければと思い発言した。

猪苗代湖の水質問題については先程来話があったように、部会で色々御審議いただいた結果素晴らしい内容になり、猪苗代の者として大変感謝している。猪苗代湖の水質浄化対策は、公共下水道、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、合併浄化槽、すべて取り組んでいる。国ではそれぞれ担当する省庁が違うが、私どもは同じ下水道なので1つの課で処理する体制でやっている。高度処理も県の指導により10年ほど前から導入しているが、残念ながら水質ランク外になり、これだけやってもなぜこうなるのかという思いを抱いている。問題は、設置後の維持管理いわゆるメンテナンスに費用がかかることだ。この点に皆の関心が向かないと水質浄化もなかなか容易でないと感じている。

とにかく、環境基本計画のすべてについて共通の認識をもつことが大切である。

(村田生活環境部長)

原子力発電所に関しては、本県には10基の発電所が設置されている状況である。他県の環境基本計画における原子力発電所についての記載状況は、ばらばらである。ただ、本県の場合は環境基本条例がある。94頁を見ていただきたい。第25条に「監視等の体制の整備等」がある。この他に、26条に原子力発電所について特記している。火力発電所は石炭や石油、ガスを燃やして発電しており排出された大気や水を検査すれば汚染状況が分かる。ところが原子力発電は放射線という目に見えないものがある。周辺住民の安全安心を確保するため、この放射線の管理にいかに対応すべきか。そこで我々は特記として「原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視、測定等」を盛り込んでいる。

環境基本計画はこの基本条例の下にぶら下がるものであり、その観点から、記載のとおり
の形で計画案に記載している。これは本県の特徴を明記したものと理解していただければ
ありがたい。

(堀金委員)

計画の中で非常に良いと思った点は、第6章で県の取組みが具体的に示されてきている
こと。PDCAが表立って標記されていることを非常に嬉しく思う。

34頁では「温室効果ガス排出抑制の取組み推進」と非常に大きな問題が出てきている。
指標の「福島議定書への参加事業所数」はモニタリング指標になっているが、一番
大事な要素ではないか。私は南会津で各事業所を回って参加協力をお願いしているが、
郡内には大きな事業所もないとはいえ、議定書への参加は意外と少ない。また、学校も
現況の693校は県内すべての学校ではないはずだ。この辺の取組みをきっちりとしな
ければいけない。県民一人一人が参加していくのだという意識の啓蒙もしっかりお願い
したい。私たちの活動が大事なのだろうが、県民全体がまだまだ受け身である。各振興
局での進行管理等、より具体的にやっていただきたい。目標値を見ると、もっと大きな
数値でも良いのではないかと思ったりもするが、いずれにせよ目標値が必ず達成できる
よう、県民挙げて参加できる体制づくりに取り組んでいただきたい。

(中井議長)

福島議定書の参加事業所数がモニタリング指標となった背景を説明していただいた上
で、地域差もある中で、県として、議定書への参加事業所数をどう増やしていくのか、
どんな取組みを考えているのかも併せて回答願いたい。

(金子環境共生課長)

議定書事業はあくまでも自発的に参加いただくもので、目標値を定めて何が何でも達
成するという性質のものではないためである。堀金委員の御指摘のとおり、まだ参加の
少ない地域については、より一層広報活動に努め、御意見を伺いながら、全県的にまん
べんなく参加が広がるようにしていきたいので御理解をお願いしたい。

(中井議長)

予定の時間がだいぶ押してきている。今後大きい案件が3つあるので、本件について
他に発言がなければ、いくつか御質問・御意見はあったが、本日の答申案で御了解いた
だきたい。

(各委員)

異議なし。

(中井会長)

それでは、環境基本計画の答申案について原案のとおり承認されたものとし、ここで
いったん5分ほど休憩とする。

<再開>

- (4) 議事(2)水生生物保全に係る水質環境基準の水質類型指定答申案について、別紙資料に基づき、引地第2部会長から第2部会での審議経過及び答申案の内容報告が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(中井議長)

ただ今の第2部会の報告について、意見等あれば発言願う。

類型指定については県で順次指定してきているが、今回対象の河川について、生息している生物の状況と、全亜鉛という物質の濃度で生物への影響や水温を調べて、それぞれの河川について生物A、生物Bと指定を行いたいという提案である。その上で御質問・御意見あればお願いしたい。

(長澤委員)

第1部会所属のため、第2部会の審議内容が分からないので、教えていただきたい。

水域類型がAとBに分かれているということだが、生物の生息状況に基づいてその水環境を把握してAかBか判断するということか。

また、達成期間は、すべて「直ちに達成」となっているが、どういう理由ですべてが直ちに達成なのかももう少し説明していただきたい。

さらに、環境基準点の名称とは何かを併せて説明願いたい。

(引地第2部会長)

環境基準点というのは、河川の全流域を監視するのは難しいので、代表的な地点を環境基準点と定めて、この地点での状況を継続的に監視している地点である。河川によっては1か所のところもあるし、上流・下流と分けて複数設定している場合もある。

達成期間については、水質環境基準における水生生物の保全の基準である全亜鉛の濃度を基に定めているもので、全亜鉛の濃度がいずれの河川も基準以下であることから、直ちに達成と表現している。生物AとBというのは、生物Aはイワナ・ヤマメなど冷水性の魚介類が、生物Bはコイ・フナなど温水性の魚介類が主に生息している水域ということであり、環境基準点にどういう魚介類が生息しているかで判断している。ただし、生物AとBの魚類が混在している場合は、原則A類型に指定している。これまで浜通り、中通りの河川について審議してきたが、このように分類してきた。

(福島委員)

水域類型については、特に意見はない。河川では、BODを測定していると思うが、CODを測定しているところもあり、どのように区別しているのか。

(石原水・大気環境課長)

実際の測定については、次に審議を予定している水質測定計画の資料が関係するので、

後で確認いただきたいが、基本的なことを説明する。

環境基準を評価する場合に、有機物による汚濁については、河川ではBODで評価し、湖沼・海域についてはCODで評価する。したがって、一般的には河川はBODを測定し、湖沼・海域はCODを測定している。

しかし、湖沼・海域にどの程度影響があるのかということ把握したほうがよい地点については、河川においてもCODを調査しているが、環境基準の評価はしていない。

(福島委員)

湖沼に流れ込む河川や、海域への影響が懸念される河川については、CODも測定しているという理解でよい。

(石原水・大気環境課長)

基本的にはそうであるが、必ずしも湖沼に流入する河川すべてについてCODを測定しているわけではない。あくまでも環境を監視する基準に照らし合わせて評価することなので、御理解いただきたい。

(引地第2部会長)

BODとCODの測定の話題になったので、意見として発言したい。

BODは微生物の分解を利用して測定するため、海水のように塩化物イオンが多い場合は、微生物の働きが十分にできないので、正確にBODが測定できない。そのため、海域ではCODの方が汚れの状況を正確に把握できることから、CODで評価している。

化学物質の中には、BODでは正確に測定できないものもある。工場等からの排水の状況を把握するには、BODよりもCODで測定した方が望ましいと思う。どちらで測定した方がいいのかというのは、その状況によって考えたほうがよいと思う。測定した結果、どちらの値も殆ど同じの場合もあるし、大きく差が出る場合もある。

以上のことも踏まえ、水質調査には、どちらの項目による把握がよいか適宜判断していくのが望ましいものである。

(中井議長)

全亜鉛の排出元はどういうところが想定されるのか。

(引地第2部会長)

めっきや表面処理をしている工場・事業場では亜鉛の排出量が多くなる。

現段階では、殆どの河川で、全亜鉛の環境基準値である0.03mg/Lを超過しているところはない。

(中井議長)

他に御意見・御質問はないようなので、第2部会で検討していただいた水生生物保全に係る水質環境基準の水質類型指定については、資料のとおり了解することにより。

(各委員)

異議無し。

(中井議長)

それでは議題(2)については原案どおりで答申とする。

ここでいったん昼休憩を挟み、午後1時から審議を再開する。

<再開>

冒頭、議事録署名人に選定した津金委員が午前の部で退席となったため、議事録署名人を和合委員と武藤委員とすることとし了承された。

(6) 議事(3)平成22年度水質測定計画について、事務局(石原水・大気環境課長)から別紙資料に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(福島委員)

E P Nは非常に神経毒性の強いものであるが、現在どの程度使われているのか、把握しているか。

(石原水・大気環境課長)

農薬の使用等については農林水産部が把握しているが、具体的な使用量や使用場所、頻度等の具体的なデータは、現時点では持ち合わせていない。

(中井議長)

農薬類の中には毒性の強いものが開発、使用されているが、E P Nの測定だけで大丈夫か。

(石原水・大気環境課長)

環境基準の項目等の追加情報等を収集し、必要あれば監視すべき項目への追加も検討していきたい。

(長澤委員)

1頁(3)の1,4-ジオキサンが追加されたとあるが、追加された背景をお聞きしたい。

(石原水・大気環境課長)

このような化学物質については、直ちに環境基準になるというわけではない。多くの化学物質について環境基準になる前段で各種の検討がなされている。

1,4-ジオキサン等についても、これまで色々な環境のデータや生物に対する毒性・影響等の情報収集を行い、どの程度の濃度が水に溶け込むと人体に対する影響等が出てくるかを評価して、国の中央環境審議会で判断され、今回環境基準に追加された。

(大越委員)

地下水の調査地点について、3年間連続して環境基準以下等のため削減する地点があり、全体的に21年度より減らしている。削減地点について、汚染源がその周辺から完

全になくなって3年間クリアされているということなのかどうかお聞きしたい。

(石原水・大気環境課長)

汚染源となっている事業所が分かれば、そこに対する指導等を行っている。その事業所が継続して汚染しているのであれば周辺の井戸の汚染濃度は下がってこない。

地下水の環境基準というのは非常に低い値で、飲用水の基準と同じである。汚染物質には窒素分のような工場・事業場由来以外のものもあり、こういったものが全く検出しないまでには至っていなくても、このレベルであれば飲んでも大丈夫という程度の状態で3年間継続したものについては、これ以降の調査は止めていくこととしている。

新たな調査で汚染が見つければその周辺の調査を集中的に行う。良くなったところは止めて、汚染の可能性のあるところに注ぎ込んでいくという考え方で進めている。

(引地委員)

地下水の分析をして汚染を判断するのは大切だが、その他に、特に有機塩素系化合物のような土壌に吸着しやすいものはなかなか地下水の汚染につながっていかない。ある程度濃度が高くなった段階で、地下水に影響する場合もあるので、そのあたりも考慮して汚染の判断と対策をとっていただきたい。

(石原水・大気環境課長)

土壌汚染についても、土壌汚染対策法などの法律があるので、事業所に対しても、環境の監視についてしっかりと対応していきたい。

(中井議長)

他に御意見・御質問はないようなので、本件について、事務局から説明あった内容で、審議会として了承することよろしいか。

(各委員)

異議無し。

(中井議長)

それでは、平成22年度水質測定計画については、原案のとおりで実施していただくことで答申したい。

- (7) 議事(4)ダイオキシン類対策特別措置法第30条第1項の規定に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域の区域変更について、事務局(石原水・大気環境課長)から別紙に基づき説明が行われ、以下の質疑等があった。

《質疑応答》

(福島委員)

どうしてこの区域がダイオキシンに汚染されたのか。何かを捨てたのか。どのような原因でダイオキシン類に汚染されたのか。多数存在するダイオキシン類の中で主たる汚

染物質は何か。どうしてこの区域を残したのか。

(中井議長)

まずなぜダイオキシン類による土壤汚染が発生したのかという原因、2つ目は多数あるダイオキシン類の中でも主たる汚染物質は何なのかということと、なぜこの対策地域の一部が残らざるを得なかったのかという経緯の説明をお願いします。

(石原水・大気環境課長)

県では、県内各地で広域的にモニタリング調査を行っている。一般的にダイオキシン類が発生するといわれている焼却炉などの周辺環境調査も行っている。ここの地域ではこうした調査の一環として周辺土壤調査を行ったところ、高い濃度の汚染が見つかったもので、その周辺を細かく調査して区域を指定した。汚染原因についてであるが、この事業所はRDFといって、廃プラスチックを固めたものを燃料とするボイラーを設置しており、普通の油等を燃やしているボイラーとは違いダイオキシン類が発生する可能性が高い。そういったことで調査した結果、周辺土壤で高い濃度が出たので、どの程度まで広がっているか確認したという経過がある。

次にダイオキシン類については、PCDDsというポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン類と、PCDFsというポリ塩化ジベンゾフラン類と、コプラナーPCBsに大きく3つに分けられる。ダイオキシン類の毒性は塩素の数や位置で変わる。資料2頁にピコグラムTEQという表記があるが、通常、濃度は1グラム中何ピコグラム入っているかを表す。ピコグラムは1兆分の1という単位である。TEQは毒性の強さを換算した値である。毒性等価係数の規定されているダイオキシン類は29種類であるが、それらの濃度にそれぞれ毒性等価係数を掛け合わせ、それらを足した数字がTEQである。今回一番多かったのは、先程言った3つの中ではPCDFsである。

区域が残った理由についてであるが、対策事業については先ほど説明したように土地所有者である事業者の協力が必要だが、事業者とは係争中である。大熊町と事業者の問題だが、町が事業者に負担を求めているが費用は支払われていない。今のところ事業者が協力に応じるような関係にはない。協力は得られていないけれども、そこへ人が入っていった土を触ったりすると困るので立ち入らないように、外から、町有地のほうからフェンスをまわした。

(和田委員)

ただ今の話を聞いていると、事業場内に汚染土壤が残っているわけだが、労働衛生上どうなっているのか。また、3頁の地図を見ると、汚染地域が海岸の崖にかかっているようだが、この状況はどうなっているのか。例えば崖から汚染物質が海岸のほうに崩落していることはなかったのか教えていただきたい。

(石原水・大気環境課長)

労働安全衛生法上の問題だと思うが、実際に汚染土壤の上で作業したりしているわけ

ではないし、濃度の高い所については事業者がブルーシートをかぶせ、飛散しない状況になっている。崖に関して、崖の下を調査したら汚染されていなかったことから、崖の上の汚染の認められているところ全てを区域指定した。指定したところは汚染土壌を取り除き問題がないことを確認した。

(長澤委員)

この事例は以前テレビでも放映されたので御存知の方もいると思う。まず問題はダイオキシン類の土壌対策というものがいかに年数をかけて事業を遂行しなければならないかというのが一点。それから資料の中に国のダイオキシン類対策、15頁のダイオキシン類対策特別措置法における土壌汚染対策という図式があるが、この事例はこの法に則り国・県・市町村の責務を果たしながら管理をしたということだと思う。しかしながら、やはり問題はまず事業者の把握を的確にしなければならないということだと思う。土壌調査において初めてダイオキシン類が検出されたということだと非常に後手後手にまわるのでないかとの懸念がある。結果としては5年をかけてしかも事業者・国・県それから町というその4者の経費負担、事業者は今のところ支払っていないということで大変な思いがこれからも残るが、いずれにしても大変な大きな負担を抱え込んでいかなければならないということがあるので、まずダイオキシン類が土壌汚染するような状況把握をしなくてはならない。ダイオキシン類という土壌汚染は県内でもなきにしもあらずだと思うので、この一つの事例を知ることにより、事業所も県民も大変なことで大変な対策が必要だということが認識できるが、公開されなかったり、そのあたりが不透明であったりすると逆にダイオキシンが一人歩きしてしまう。ダイオキシン類が怖い、ダイオキシン恐怖ということで風評被害を受けたりなどの二次被害が出ないとも限らないので、今回のこの事例を十分に生かした上での対策強化をお願いしたい。

(石原水・大気環境課長)

ただ今の御意見のとおりだと思う。説明が不足している部分もあるので追加させていただきたいが、ダイオキシン類については県としては一般環境大気、事業場周辺大気、公共用水域、つまり河川、河川の底質、地下水、一般廃棄物処分場、ダイオキシン類が発生するような施設の煙道排ガス、土壌について、毎年調査を実施している。福島県だけで281検体、そのほか中核市などの分を合わせると県内382検体を実施しており、環境測定の結果として公表している。また、ダイオキシン類対策特別措置法という法律に基づいて、廃棄物焼却炉などを持っている事業者は県に自主測定したデータを報告する義務がある。また、そういった事業者に対しても、立入調査をしているが、ただ今委員から御指摘があったことも踏まえ、今後ともしっかりとやっていきたいと思う。

(堀金委員)

一つの事例としてダイオキシン類が排出された結果がこのようになったわけだが、平成18年度に指定された区域の一部は残っている。事業者所有地ということで事業者側

の協力が得られず対策をとれなかったという事実が一つの前例となったら困ると思う。それから2頁にあるように対策地域として継続するという言葉ではなく、明らかにここにダイオキシン類があるということが分かっているのだからそれに対して県として、どういった対策をするかをある程度整理していかないと、一般の県民で納得しない人も出てくるのではないかと思う。それから、汚染原因者が負担金を払わなくてもいいのだというのではないよう、きちっとした対応をとることを重ねてお願いしたい。

(福島委員)

先ほどの2つ目の質問について、ダイオキシン類の発生原因がプラスチック関連を焼却するガスからか、あるいは焼却した残り物をこういったところに廃棄、捨てたのか、どちらの原因だったのかお聞きしたい。

(石原水・大気環境課長)

灰等の不適正な保管と排ガスだと考えている。灰等が飛んできたことと、煙突からのダイオキシン類を含むガスの両方の原因である。

(福島委員)

綺麗になったと思うし、ガスについては、今は基準が厳しくなったので問題になるようなものは出していないと思うがそのあたりはどうなっているか。

(石原水・大気環境課長)

事業者から自主測定結果等はもらっているが、排ガスについても排出基準値以下になっている。また、ばいじん等が飛散をしないように指導をしている。事業者と係争中の案件でもあって、御存知かと思うが、周辺環境大気の調査も行っている。これは継続して行っていく必要があるので今後もモニタリング調査を行っていきたいと思っている。

(中井議長)

指定区域が残ってしまったが、ここの部分の今後の浄化対策は、会社の所有地ということできないということか。この部分の指定は続くけれども、浄化対策事業に取り組めない場合の問題はどうか。

(石原水・大気環境課長)

この地域指定に係る訴訟については判決が出ている。費用負担については、先にお話ししたように係争中である。この判決も近々出ると聞いている。そういうことを踏まえ事業者にも協力を求め、できるだけ早くフェンスを囲った状態ではなくて対策を行うように我々としても努力をしていきたい。

(引地委員)

今回汚染された土壌を取り除いて綺麗にしたという点では良いことだが、いささか気になるのは、今後汚染が発生してこないのかどうか。せっかく周辺の土壌を綺麗にしたのに、また汚染が起きてしまったら問題。プラスチック燃料を燃やすとどうしてもダイオキシンが発生しやすい。プラントの構造というか、どういう施設で燃焼しているのか

が詳細にわかると、どこが問題か分かってくる。ある燃焼装置の中でダイオキシンが発生するのはこういう問題によってで、これをどう改良すれば減らすことができるかなども共同研究でやったことがあるので、そういう装置を見るとだいたい問題点が分かる。できるだけ発生しない方向に持っていくためには現在燃やしている焼却施設が一番気になるところであるが、そういう情報は何かあるのか。

(中井議長)

実際に今ボイラーの燃焼は廃プラで行っているのか。燃焼処理はどんなのかという点である。

(石原水・大気環境課長)

この施設は焼却炉ではなくボイラーで、油の代わりに廃プラを原料とするRDFを使っている。焼却炉だと構造基準や維持管理基準といったダイオキシン類の発生を抑制する詳細な基準が適用されるが、この施設はボイラーで、廃棄物処理法やダイオキシン類対策特別措置法の適用は受けない。県では条例でこのような施設に規制をかけており、排出ガスについても焼却炉並みの規制をかけている。今、ここのボイラーは2基のうち1基は稼働しているが、1基は止まっており、稼働しているボイラーのダイオキシン類排出濃度は条例の排出基準以下になっている。

(引地委員)

油の代わりにプラスチックを燃料にして焼却するプラントを調査したことがあり、そのときの工程を見ると、あるところで発生する部分があって、実はいわき好間というところにもそういうものを作ろうとしていた。その工程でもプラントを見てここが問題ではないかなど色々指摘した。ダイオキシン類を出さない、と事業主は言っていたがやはり実際には完全ではない。出たダイオキシン類は他県で処分すると言っていた。

その事業所が油の代わりにプラスチックを燃やすということで、表面上は問題ないようだが、そのプラントが本当に正常なのかどうか疑問だったので質問した。

(中井議長)

背景説明を含めて色々質問が出たが、そもそも審議会の答申事項は指定区域の区域変更で、既にダイオキシン類が除去された部分については指定を解除して、事業者との関係で一部掘削除去作業ができなかった部分については残すということで、環境審議会として今回の区域変更を了承したいと思うが、よろしいか。

(各委員)

異議なし。

(中井議長)

それでは、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の区域変更について了承いただいたということにする。

本日承認された4つの議題については、今後知事に答申し、答申書については後日改

めて委員の皆様に送付する。

- (8) 議事(5)その他について、委員からの提議等はなかった。事務局（山田生活環境部企画主幹）より別紙資料に基づき、平成22年度の福島県環境審議会における審議予定案件及び新総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」について説明があった。また、佐藤生活環境部参事より別紙資料に基づき、平成22年度生活環境部予算概要について説明があった。
- 質疑等はなく、以上ですべての議事は終了した。

- (9) 閉会（司会） 菅野生活環境総務課主任主査